

ID: 5238

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	特定路外駐車場に係る基準適合命令		
法令名称 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第12条第3項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【基準】 法第12条第3項の規定による。 (特定路外駐車場に係る基準適合命令等) 第12条 路外駐車場管理者等は、特定路外駐車場を設置するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「知事等」という。)に届け出なければならない。ただし、駐車場法第12条の規定による届出をしなければならない場合にあっては、同条の規定により知事等に提出すべき届出書に主務省令で定める書面を添付して届け出たときは、この限りでない。 2 前項本文の規定により届け出た事項を変更しようとするときも、同項と同様とする。 3 知事等は、前条第1項から第3項までの規定に違反している事実があると認めるときは、路外駐車場管理者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日